

令和7年度京都府立学校教職員の結核検診業務に係る仕様書

1 業務の名称

令和7年度京都府立学校教職員の結核検診業務

2 業務の内容

- (1) 各府立学校を会場とする巡回検診による胸部エックス線検査
間接撮影又は直接撮影（フィルム撮影又はデジタル撮影。）のいずれかの方法によるものとする。
- (2) 巡回検診によらないと指示された教職員及び巡回検診を受診できなかった教職員を対象とした検診機関診療所で実施する胸部エックス線検査（直接撮影）（以下「施設検診」という。）
- (3) 精密検査（検診機関診療所で実施）
 - ア 胸部エックス線直接撮影
 - イ 赤血球沈降速度検査
 - ウ かくだん検査
 - エ ツベルクリン反応検査
 - オ アからエまでに掲げた検査以外で精密検査として必要な検査
 - カ 診察
- (4) 胸部エックス線フィルム保管（デジタル撮影の場合はフィルムをデータと読み替えるものとする。）
- (5) その他必要な検査

3 対象者

府立学校の教職員

4 予定数量

- (1) 胸部エックス線検査 巡回検診 3,100人
- (2) 胸部エックス線検査 施設検診 30人
- (3) 精密検査 60人
- (4) 胸部エックス線フィルム保管 3,130人（デジタル撮影の場合はフィルムをデータと読み替えるものとする。）

5 対象者の把握等

- (1) 受診票又は名簿等
 - ア 検診機関の作成した胸部レントゲン受診票（以下「受診票」という。）を事前に各学校あてに配布。
 - イ 学校が作成した「ふりがな付き任意様式の受診確認用の名簿」
 - ウ 所属学校以外の会場で検査を受ける場合は、「他校受診者専用名簿」
- (2) 名簿等の運用方法
 - ア 検診当日、受診する教職員（以下「受診教職員」という。）が持参した受診票に撮影番号をナンバリングし、学校が作成したふりがな付き任意様式の受診確認用の名簿又は他校受診者専用名簿（以下「名簿等」という。）に受診のチェックを行う。
 - イ 検診車では、撮影番号順で呼び、受診教職員本人から受診票を受け取り、氏名の本人確認と撮影番号の確認を行う。
 - ウ 撮影を行い、受診票を回収・保管する。

エ 全撮影終了後、回収した受診票の再確認を行う。

オ 入力確認用に名簿等の写しを持ち帰る。（原本は学校保管。）

(3) その他

京都府教育庁管理部教職員企画課（以下「教職員企画課」という。）から通知する令和6年度経過検診者（教職員で、前回の京都府立学校教職員結核専門家会議（以下「結核専門家会議」という）にて、A1、A2、B1、B2、C1、C2又はD2と判定された者をいう。）は原則として第2の(1)による検査を省略し第2の(3)のアによる検査及び必要に応じ第2の(3)のイからカによる検査を受診するものとする。

指導区分表

区 分	内 容
の生 面活 規 正	A（要休業） 勤務を休む必要のあるもの
	B（要軽業） 勤務に制限を加える必要のあるもの
	C（要注意） 勤務をほぼ正常に行ってよいもの
	D（健 康） まったく平常の生活でよいもの
医 療 の 面	1（要医療） 医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2（要観察） 医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3（健 康） 医師による直接、間接の医療行為を全く必要としないもの

※ 生活規正の面及び医療の面の符号を組み合わせで判定

6 実施時期

令和7年4月から同年6月まで（教職員の胸部エックス線検査）

ただし、教職員の疾病その他やむを得ない事由（教職員の事情による事由に限る。）によって当該期間に結核検診を受けることができなかった者で学校から申し出のあった者については、次のとおり契約期間内に実施するものとする。

(1) 胸部エックス線検査

原則として、検診機関診療所において実施するものとし、胸部エックス線直接撮影を実施する。

(2) 精密検査

原則として検診機関診療所で実施する。

7 検診日時

検診機関が各府立学校と調整の上、決定する。

8 検診場所

ア 胸部エックス線検査

各府立学校（本校及び分校並びに学舎・68箇所）ただし、第6後段による場合は検診機関診療所

※ 各府立学校における受付及び会場設営等も検診機関が行うこと。

イ 精密検査

検診機関（京都市内に所在する府立学校の教職員又は京都市以外に所在する府立学校の教職員のうち検診機関で受診を希望する者）

9 検診結果

検診機関にて判定し、名簿に所見を記入の上、各学校に通知する。

なお、有所見の者については、精密検査の受診を併せて通知し、その結果についても各学校に通知する。

また、教職員の精密検査結果については、結核専門家会議で審査（指導区分の判定等）を行うため教職員企画課にも提出するとともに、教職員企画課の指示する方法により、結核専門家会議審査対象者のエックス線フィルム、デジタル撮影に係る電子媒体その他審査に必要な資料を教職員企画課に貸与又は供与するものとする。教職員企画課は審査終了後、貸与を受けたエックス線フィルム、デジタル撮影に係る電子媒体その他審査に必要な資料を返却する。

ただし、教職員の精密検査結果について、緊急を要する有所見の者については、精密検査結果判明時に、速やかに所属校及び教職員企画課に、その旨報告するものとする。

貸与又は供与に際して費用が発生する場合については、本契約とは別途に協議するものとする。